

第6回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成20年5月21日(水) 午後1時30分～

場 所：大口町役場 3階 第3委員会室

■開会

[委員長あいさつ]

皆さんこんにちは。今年度最初の委員会です。前回、昇先生に講義をいただきました。欠席の方も多くて少し残念でしたけれど、記録をお送りさせていただきました。私も久しぶりに憲法の勉強をさせていただきました。いよいよ今年は、取りまとめの方向で進めていきたいと思えます。今日は、今年、どういう方向、スケジュールでいくかとか、去年やったことの総括をしておきたいと思えます。事務局としてはなるべく早く取りまとめたいということですが、やはりせっかくここまで住民参加といえますか、じっくりやってきたので、これからもそういうことで進めたいと思えます。途中で町民の皆さんから直接顔を合わせてご意見をいただくというような場を持てるといいということもあるんですが、その点も含めてご協議ください。

[町長あいさつ]

皆さんこんにちは。本日は大変暑い中、ご多用の中をお出かけいただき誠にありがとうございます。オリンピックの聖火リレーということでいろいろと物議をかもしていた中国ですが、日本では考えられないような、大変激しい大型の地震が発生しました。全長 300km にも及ぶ断層。あるいはそうした中で、犠牲者の数も今日までに 4 万人を超えたという状況です。またミャンマーにおきましてもサイクロンが発生し、風速 54m ぐらいということですが、死者の数は 10 万人にも及ぶというような状況であります。改めて自然災害の恐さ、これから向っていくそうした季節に対して、危惧を抱いているところであります。亡くなられました皆様のご冥福を祈るとともに、一刻も早い復興を願うものであります。また、そうした中で、情報が伝わるのが遅いということもありますし、軍事政権、それに近いような政権下においては、大変難しい問題があると改めて感じるところであります。

今日は、本町の条例制定について、皆様方にご協議をいただきます。地方分権になって住民主役、地域主役の条例をつくる。これからその条例が元となり、あらゆる施策、条例の基礎をなすものになっていくだろうと思っております。皆様方には、格段のご協議をいただき、これからの施策に有効な条例としてご協議がいただけたらと、このように考えております。よろしくお願いを申し上げます。曾田委員長には、前回、講師として昇先生をお招きいただきました。ご案内のありましたとおり、大変ためになるお話を伺い、そうしたことを元に議論が白熱してくると思っております。よろしくお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

[議 題]

(1) 平成 19 年度の経過について

※主幹より、「資料 1～4」に基づいて説明。

委員長

いろんな条例のあり方がイメージされ、その後、1月18日の第5回会議では、今は町民参加条例と言っていますが、結果的にいうと、協働条例ではないかというような、そしてその実効性を確保するための覚悟として、行政側はよいかという、そういうご意見が、ポイントだと思います。その後、町長との懇談会がもたれて、今の最後のところ、資料4-1でいろんな意見が出されています。「条例は単なる参加ではなく、参画・協働を推し進めていくという方向にあるんじゃないか」とか、「もう少し掘り下げて、価値や有効性を表現した方がいいんじゃないか」とか、かなり先の内容についての意見だったり、あるいは権利としての協働のルールづくりということで、「協働の価値観の共有と協働の有効性・価値観をこの中に盛り込んで表現できるんじゃないか」とか。どちらかというと、参加の手続きではなくて、むしろ協働ということについての条例というのが、皆さんのイメージとして共有できつつあるんじゃないかということです。今日は、その確認というか、決めてしまうということではありませんが、昨年度のこの委員会の皆さんのイメージの共有ということで、まずは大枠で確認しておくことが大事ではないかということが一つあります。そして、昇先生には「大口町の憲法のような」ということをお話ししたので、「それだったら自治基本条例のことではないか」ということで、「全国の自治体で50ぐらいの自治体が制定している」ということや、憲法と他の法律との違いということで、大きくは国民、住民に対して制約をするという話ではなくて、「権力を持っている方に対して制約を与えるという命令を出す」という性格のものだという話がありました。また憲法の解釈にも二つあって、二重信託論という方が最近の考え方ですけど、憲法伝來說という方は憲法学会が相変わらず支持している、つまり上から下へという、国から地方自治体へという上位下位の関係というような話し。地域には地域のこと、国家は国家のことというふうに、二重信託という形で国民は信託しているという、地方分権からいうと、私は、二重信託の方ではないかと思いますが、その点も皆さんがどういうふうに思っているかということ一度確認しておきたいと思います。もしも大口町において自治基本条例をつくるとするならば、こういうことだよということが、後半の2つぐらいのところ。一つは、事務局に大口町のいろいろな条例の整理をお願いしていたんですが、ここにありますように、「個別条例、基本条例というものが、ある程度標準で装備されており、欠けている部分を補足するというぐらいの熟度があった方がいい」というサジェスションがありました。そういうことで、今日は骨子ということで事務局から話しがありますが、その前に平成20年度の委員会の大きなスケジュールとして、「このところでこういうことを決めて」というような目安をつくっておいた方がいいということで、少し考えていただきました。皆さんのイメージの確認という前に、こういうスケジュールでということ、事務局から説明し、皆さんからご質問いただきたいと思います。

(2) 平成20年度のスケジュールについて

※主幹より、「資料5」に基づいて説明。

委員長

かなり忙しいスケジュールになっていますが、皆さんいかがでしょうか。もう少しこうした方がいいというような意見がありましたら。

とりあえず、今日の会議の後、かわら版ができる、そういうことですよね。昨年を振り返った

方針というか、皆さんの意見でこうなりましたという進捗状況等を、町民の皆さんに広く知っていただくということ。その後、第7回に条例に盛り込む事項を決めていただいて、議員の皆さんとの懇談会も持てたらいいということ。一方で地区懇談会の準備をして、「こういう方針でいきますがどうでしょう」と。この前の地区懇談会では、「皆さん、総合計画でどうでしょうか」「こんなことを考えているんですけど、日頃考えてらっしゃることは」と、条例をつくる下地のようなことをヒアリングしたわけですが、今回はある程度叩き台を持って行って、それについて説明をしてご意見をいただくという懇談会になると思います。9月から、それをまとめて行って、第9回ぐらいに条例の素案をつくり、決定したい。それを今度はパブリックコメントとして、広く町民の皆さんにご意見をいただくような形で出す。その辺と並行してかわら版も出す。かわら版が先かパブリックコメントが先か分かりませんが。パブリックコメントをして、その間にフォーラムということで、ある程度固まってからになりますけれど、もう一度広く皆さんに、昇先生に協働条例といいますか、自治基本条例がどういうものであって、大口町としてどうなのか、そういう話をいただいた上でディスカッションを広くできたらとしています。そしてパブリックコメントと一緒に、もう一度素案に反映して、今年中に議会へ出したいということで、11月ぐらいに条例素案をできるようにしたいということです。どうでしょうか。

委員

議会の絡みもあるでしょうから、やや詰まった感があるでしょうが、それはいたしかたないという気はします。それよりもこの後の議題にあがってくる、まさに条例の中身ですね。要するに我々の委員会として、納得できるようになってきているのかどうか。それが無ければたぶん地区懇談会に諮ろうが、フォーラムを開催しようが、皆さんにうまく伝わっていかないと思います。それがあれば、こういったスケジュールでも何とか進められると思います。

委員長

中身が問題ということですね。参加条例といってきたけれど、そこいらにある参加条例ではなく、協働条例、自治基本条例という形のものではないかと私は思っています。皆さんのイメージが固まっていらっしゃるかということと、今日事務局から示していただく素案を叩き台にしてみる、これが今日の一番大事なことと思います。スケジュールの方は、議会との絡みもあるので、一応12月議会に提出できることがベストということ。

参事

すいません。スケジュールですけど、以前、先生に私どもと打ち合わせていただいたときに、フォーラムを地区懇談会の前後に持っていった方がいいだろうということがありました。ですが、修正前の資料をつけてしまいましたので、資料の出し直しをさせていただきます。

委員長

これも一案であることは確かなんです。だけれども、大体できてからフォーラムをするよりは、できる前に「こんなことを考えているんだけど」ということを町民の皆さんと一同に介する場で、全員が集れるわけではないんですけど。そこで出た意見を各地区に持っていける方が、中身が少し、つまり、「全体ではこうですけど、皆さんの地区ではどうですか」という

聞き方をした方が、地区懇談会が実りのあるものになるのではないかという感もあって、どちらかというところ、フォーラムを先にした方がいいかなと思うんですが。事務局にはそういうことを申し上げました。

職務代理者

第5回のときに、大体この方向でコンセンサスを得ました。参加条例から協働条例への方針変更と、実効性確保のための行政側の覚悟（宣言）がポイントと。昇先生のお話で、私自身は方向性が決まったかな思っていたんですが。そしてこれからの審議になる骨子をみますと、その内容からみましても、非常に私がイメージしていた方向性とは合う。だから昇先生のお話を聞いて、あれだけはっきり言ってくれたじゃないですか。今のかかわら版とフォーラムのどちらが先かという話は、どちらでもいいとは言いませんが、住民の皆さんに条例のイメージを述べて意見をいただけるなら、こちらの方が良い気がするんですけど。

一つ意見があります。後の骨子とも関係しますが、行政、住民という書き方をされがちなんですけれど、私としては行政とは何だ。要するに、行政と言うと、町長と議会だと括弧して書いてあり、しかも権力者としてありますから。町の職員だとか、行政という言葉が気楽に使わないで、もう少しはっきり言った方が良くはないかと思って、いただいた資料を見るわけです。行政機関の中には教育委員会もありますし、監査委員や農業委員会や選挙管理委員会があります。やはり、行政の組織図ですね。ですから、議会の存在なんですけれど、議会の方々も住民の中に入っているんですが、しかし、議員、議会という方々ということと、行政側が町長というだけでなく、行政の職員達が「俺達も入っている」ということが具体的に行政という意味合いをどう考えているかということ。後で聞こうと思っていたわけですが、「みんな一緒だよ」というのを条例の中に入れてほしいですね。議会も、町長だけでなく職員全員も、各委員会も一体となってという意味合いの行政の表現がないかとずっと考えています。

委員長

後で、骨子のところで協議するとき、言葉の定義とかを皆さんと考えたいと思います。今、もう一つ資料5を別に配っていただいたので、その説明をしていただけますか。

フォーラムを案がまとまったときに行うのではなくて、地区懇談会の前か後かは分かりませんが、そういうのを少し広く、地区別ではなくて一同に会した場で広くご意見をいただくという方がいいのかなと。そこでいろいろと出されたことを、各地区に持ち帰って議論をした上で、地区懇談会を開くと実りが多い懇談会になるのではないかということです。

参事

※「資料5」に基づき説明

委員長

10月は、いろんな学会があったり、なかなかつかまらないということが実際にあって、8月だと夏休みで海外に行って研修するということもあるんですけど、どちらがいいか、まずは打診をしてみないと分からないものですから、それが一つあると思います。決まってからフォーラムをしても形式的になってしまう気がするんです。中村さんは10月の方がいいとおっしゃっ

ていただきましたが、町民の皆さんに分かりやすくお話をさせていただくといいかと。その時にある程度骨子を持っていて、「こういうことだ」と言えるといいと思うんですが。どちらでもできるんですね。一番肝心なのは昇さんのスケジュールで、どちらがとれるかというところで、ほとんど決まるかもしれません。少し早めに連絡をとってください。どちらがやりやすいか、先生の時間はとれますか、と。

職務代理人

我々の委員会レベルのかわら版から始まりまして、地区懇で意見をいただいて、それをまとめてフォーラムにかけて、そこで先生に徹底的に叩いてもらうと。いろんなご意見をいただく方が、地区懇に皆さん方が参加されたときに、いろんなプロセスが見えるんじゃないかというだけです。先生がお見えになったときには固まってしまうと思うんですけれど、むしろ未熟ながらも我々が案をつくったものにご意見をいただいて固めていく方が、各地区の方々が参加の状況を知らないんじゃないかという気がしました。私はどちらでもいいんですけれど。まとめやすいのはフォーラムをやってからの方がやりやすいでしょうね。

委員長

そうではないかと思いますが、どうですか。

職務代理人

地区懇も全員ではないんです。ある程度はこのことに興味を持っていただく、あるいはその前に心配でしょうがない人たちもいるでしょうから。そういう人たちにも「まだ未熟だ」と、「イメージが半分くらい入っているよ」ということで示していくことで皆さんを引き込んでいくという意味合いもあるんですけれど。

委員長

第7回のところで少し書いてあるんですが、議員の皆さんと一度懇談会をしてはどうかということも一つあるんです。憲法を全部国民が決めるというものではなくて、議会は議会の役割があって、それは当然、代表制民主主義というものがあるので、むしろ議会は町長、行政へのチェック機関ですね。いろんなものをつくって決定していくときに、議会が必ず同意しないとイケないわけですから。

職務代理人

国会でいう議員立法みたいに、議員が提案してというものはないんでしょうか。

委員長

そういう条例も当然あるわけなんですけれど。条例の性格にもよりますね。

委員

大口町には議員立法的な条例はないんですか。

参事

議員関係の条例は議員提案によるものです。

委員

町ではなくて議会の条例ですか。

参事

一つありますね。

委員

そういう事例もあるんですね。議員提案でできた条例というの。

委員長

議会の役割として、そういうのを持っているわけですから。

これから骨子の方で皆さんに意見をもらうわけですが、今考えているのは憲法のような条例、町では一番上位に位置する条例という性格のものにするのか、普通に横並びの参加条例とするのか、というあたりが、まず規定をしたいということです。それをまず確認して、骨子・構成案というところに、どういうふう具体的に盛り込まれているか、皆さんに見ていただきながら。自治基本条例でいくのか、協働条例というぐらいにするか、参加条例として「皆さん参加したいならこういう手続きができますよ」というぐらいのことにするか。一番基本的な方針として合意ができるとうろしいのではないかとということです。皆さんどう思っていられるか伺って、それから骨子の話に入った方がいいでしょうか。

参事

趣旨だけ説明をさせていただいてよろしいでしょうか。内容というよりも、これをこの時期に出した趣旨を少し説明させていただきます。資料4の2ページ目のところの中断に、「自治基本条例をつくるならば」というところと、「自治基本条例制定後の法体系は」という二つのまとめがあるわけですが、まず大口町が、環境を大事にするのか、福祉を大事にするのかという、まちづくりの方向性を決めるということで、骨子としては、「参加と協働」を位置づけるという方向で整理させていただいたということです。それから、中央政府と地方政府のどちらに信託をされているかということですが、信託をされていないものについて、地方政府がとやかくいうのも虚しい話ということで、参加と協働という形で、そういったものについて地方政府、いわゆる地方自治体でも取り組むことができるのではないかとということを考えてわけです。それから3番目の人権の他では「環境権」や「知る権利」という、そういったものも考えられるのではないかと、そういう先生の提案の中で、先程から申し上げている参加と協働の考え方をしたらどうかということでもあります。その次にあります、ただし、大口町としてできもしない理念だけを書くことは反対ということで、これにつきましても、実態として大口町では NPO 活動促進条例とか、それから住民自治的な活動の実態があるということで、条例の内容が参加と協働ということであれば十分担保されるものになるのではないかとということでもあります。自治基本条例制定後の法体系ということでもありますけれど、先程申し上げたように、NPO 活動促進

条例等がありますので、その上に参加と協働によるまちづくり自治基本条例があれば、条例の法体系として整合性があると思います。

委員長

資料7で、ある程度大口町では、個別条例、基本条例ができているということですね。

参事

そうです。ただ、皆さんからいただいたご意見やご提案をなるべく尊重しながらつくったんですけれど、条例そのものの性格がいいのかということも、それぞれ委員の皆さんの考え方も違うと思いましたが、住民活動という視点が不足していたり、行政参加ということが言われていたんですが、それが十分に反映できていないということもあります。行政側の覚悟という言葉が先程でしたが、そういったものも不十分かなというのがありまして、とにかくこの骨子を批判的に検討していただくなかで、具体的な委員会としての案が形づくられていけばいいのかなと、そういうつもりでお出ししましたので、「いやこれは違うんじゃないか」というご意見をどんどん言っていただきたいと思いますと思っています。

委員長

骨子はいろいろと批判的に皆さんからご意見をいただきたいという事務局の姿勢ですけど、まず、条例の解釈というか、どういう条例かという基本的な合意をしておきたいと思います。昇先生の講義要約の2頁のところ「大口町における自治基本条例の意義」とあります。まず、これにするのかどうかということです。憲法伝來說をとるならば、つくらない。つまり上から下の関係で、国の言うことを聞いてやっていくということなら、自治基本条例なんて意味がないということなんです。私はどちらかというと、「政府間関係説」という方なので、つくった方がいい。皆さんも町長も、たぶん政府間関係説の方だと思うので、地方自治ということで、つくった方がいいという方向だと思うんですがいかがでしょうか。そのところをまず確認しておきたいんですけれども。

町長も、政府間関係説ということです。地方自治ということで、地方は自主的にやっていくんだという立場だと思っています。他の委員の皆さんもどうでしょうか。憲法伝來說、上位下位の関係だとおっしゃる方はいませんね。よろしいですね。

きちんとそういう条例をつくるならば、そういう体系があった方がいい。つまり目的をどう書くかという辺りで、人権というのは憲法に任せてもいいんだろうけれど、環境権だとか知る権利、つまり、いろんな情報をどうのこうのという話がかかなり出ていました。「いろんな意見を言っても返ってこない」とか、そういうようなことも含めて、環境権、環境の話とか、知る権利、情報の話というのは難しいんだけど、その辺も整備すると大口町もその気になるんじゃないかという話。それから大口町の法体系の話としては、かなりちゃんとできているというか、憲法にあたる自治基本条例をつくってからつくるというのではなくて、既にそういう個別条例、その上位にあたる基本条例がある程度できているということなので、これも自治基本条例というような名前にするかは別としても、そういう条例をつくってもおかしくない。この辺は合意ができていると思いますけれど、皆さん、それぞれご意見を。

委員

難しいことは分からないんですが、先程言われたように、二重信託論でいいと思うんですが、物事に対して知る権利については、聞いたものに対して、何らかのアンサーがあるべきだと思います。私もまとまっていない部分もあるんですが、やはり、町全体が活性化をするために、皆さんを巻き込む形で進められればいいと思いますけれど。

委員長

自治基本条例の方向でよろしいということですね。

委員

私も難しくてよく分からないんですけど、住民の方がみて分かりやすい条例とか、情報公開条例など分かりやすい文面のものができたらいいと思うんです。いろんな条例がありますが。

委員長

書き方によって、非常に曖昧になっていたりしますね。

委員

解釈によって、どういうふうにもとれるような。

委員長

憲法にあたるような大口町の条例ということで、よろしいですね。

委員

自治基本条例ということでいいと思います。文面によくあるのは、「～に努めなければならない」とか、そういうどっちでもいいような表現だと、解釈の仕方によって「どっちでもいいよ」という。曖昧なのがいい時もあるんですけど、実効性があるのであれば積極的な文面の内容をうたっていけるといいと思います。なおかつ大口町にとって、最高法規。この前の昇先生のお話の中で、どちらかという、住民側が何々しなくちゃいけないというような解釈をしていたんですけど、憲法的な形であれば、そういうことができる権利が皆さんにあるということだから、もっと積極的に、一人の意見でもきちんと解決していく方向をとることができるという流れでつくられていくのがいいのかと。「しなければならない」ではなく、「何々できる」という形で自分なりに頭の中で理解したものですから、ぜひ皆さんが「どうせ一人の意見は通らない」というのではなくて、一人でも声をあげて、何かそれに対して返事が必ず返ってくる、主体的に取り組んでいけば必ず結果が出るというような前向きな条例であれば、素晴らしいものになるのではないかと思います。

委員

私、前回昇先生の講義を欠席したものですから、議事録はもちろん目を通してはいますが、十分飲み込めていないところがあるかもしれません。憲法解釈に対しては、先程来の話で、二重信託論の方が良いであろうと思います。その上で、自治基本条例という位置づけもありうると

思うんですが、ただ、この間ずっとこの委員会で議論してきたのがあくまでも町民参加、それからまたそれが発展した参加と協働という性格で議論をしてきてると思うので、それがそのまま自治基本条例という呼び方に置き換えていいものかどうかというのは判断が思うんです。自治基本条例について十分理解できているわけではないですが、少なくとも、大口町という地方自治体の最高法規、憲法ということになると、それこそ、行政内部はもちろん全町的な議論があって然るべきもののような気がするんです。そういう意味でも、策定のプロセスが十分なものなのかどうか。それだけ非常に大きな意味を持つ条例をつくるということになると、タイミング的にも適切なのかどうか、あるいはそれを裏付ける何か必然性のようなものが、今の大口町にあるのかどうか。ちょっとその辺りは考えてみても良いんじゃないかと思います。もう一つだけ。少なくとも、参加と協働の条例ということであれば、十分大口町は愛知県内においても、先進的な取り組みをしていますし、素地は十分にあると判断しているんです。そこに関しては十分だと思うんですが、さらにそれを上回る自治基本条例という言い方が今の大口町の状況の中で適切かどうかという判断がいるように思います。

委員

私は当初この委員会が始まって、町長がおっしゃったのは、まちの憲法みたいなものだと、それが頭にこびりついていまして、今までのイメージはそうだったんですが。従って、基本条例のようなものを目指すべきだと思うんですよね。ただ、資料にありますように、最近できた条例もたくさんあるんです。私が関係しています NPO 活動促進条例も、参画と協働ということで実際にうまくいっているんじゃないかと思いますが、既にいろいろな条例がありますから、これとの整合性です。憲法的な上位に位置される条例、だけど同じ条例ですよ。今ある条例との整合性と位置関係を明確にしておかないと、同じ参画と協働はいいんですが、なんか分かりにくいものになりはしないかと。それからずっと言い続けてきたんですけど、この条例ができることによって、住民が、今とどう変わり、参画と協働がしやすくなり、良いまちをつくりあげることができるのか、ということが、何らかの形で明示されないと、いつも中村さんと議論するんですが、一方の住民から選ばれた議員さんの権利を奪うんじゃないかと、奪われるんじゃないかという、そういう問題が生じてきますので。そういうイメージで考えています。

職務代理者

自治基本条例なんだというのか、憲法だというのは後からでも良いと思うんです。これをよく見ていただくと、参加と協働のまちづくり条例ですから、その条例のもとに、既にいろんな活動条例がありますけれど、それらを包括するという。この言葉だけをとれば。それをいやこれは大口町の自治基本条例と言おう、憲法、これは結構だと、要は、この骨子の形に表れている。だから、何々しなければならぬとかではなく、こういうふうにしますと事務局が意識的に宣言しています。だから、そういう意味合いで私には迷いはないです。議会も職員も全員が一緒に担いで、一緒になってやれるようなものになればいいと思います。

委員

憲法が、権力者に対する命令だったということを私は知らなかったんですが、もし本当に自治基本条例が町権力者に対する命令だと位置づけられるのであれば大賛成です。大賛成ですが、

先程〇〇さんが言われたように位置づけですね。必要性を含めて、もっと言えば、一個別条例として、最初集った策定会議です。変な話しですが、誰がつくろうと言いだしたのかということに戻ると、そう言いだした人たちは、個別条例として意識していたんじゃないかと。これが我々の会議の中で、自治基本条例だよ、憲法だよとすることについて、言いだした人たちと議論しないと我々が勝手に先走ってすごいものをつくったぞといったところで、元々の趣旨と違って、他の条例との絡みや、位置関係が狂ってもいいようなものを皆さん賛同してつくればいいんですけど、そうではないような気がするのです。もともと一個別条例をつくろうとしたスタートの考え方にもう一度戻るわけではないですけど、確認をしないと勝手に進められないという気がしました。

委員長

つくろうと言いだしたその人ではないと思いますけれど、今参加と協働の議論の行き着いているところについて、町長のイメージと合っているのか違っているのか、今年2月の町長との懇談会である程度意に合っていると思いました。町長のイメージをお話していただけると。

町長

住民参加条例というのは、何年前ぐらいですか、平成13年の頃に立ち上げて消えていった経緯があります。その当時から考えていますのは、あらゆる施策条例があるんですが、その屋根にあたるもの。そこからいろんな条例が生まれていくんだということで、包括していくものが住民条例。二重信託という話があります。総論と各論という話がありますが、憲法解釈で地方分権になっても変わらない解釈ができるわけです。ところが、分権の時代になってくると、住民が主権者としての規定が必要だろうと。それがやっぱり地方にないと、住民参加もぼやけていくんじゃないかと思います。二重信託とうい言葉、またよく似た言葉に屋上屋という言葉もありますけれど、それは違った意味合いで、もう少し時代を捉えた考え方にきちんとなっていけないと町のいろいろな新しい施策が生きてこないんじゃないか、そういうことで、やはりやる必要があるんじゃないかということをおもっています。

委員長

今の町の条例施策の上にある、ある意味、名前は固いですが、住民自治基本条例というイメージでよろしいということですね。

職務代理者

町長がおっしゃったのは、8年前、10年前は、屋根をつくって、そこから活動呼び起こそうとしたわけですね。もう2期やられて、約10年、いろんな個別活動があって、そしてそこに、屋根となるべき条例ということであれば、こういう今の参加と協働のまちづくり条例という基本を皆さんにお示しするというのには意味のあることだと思うんですが。それを自治基本条例と呼ぶのかは、ちょっと考えなきゃいけない。あるいは、もっと簡単に、まちづくり条例だぞ、という人もいるだろうし、この骨子がそれらを解決する基として書いてある気がしますので、それらを包含するというので。

委員長

名前の付け方は、そうなんです。今日ご出席の委員の皆さんから何うと、一応、自治基本条例の方向性というところで、皆さん、多少差異はあるとしても基本的な骨子としてはそう考えていいのではないかと思います。何々しなくてはならないというより、町民の皆さんが、こういうこともできるという形で、それを保障するような、権力者に向けて「こういうことはしてはいけないよ」と、そういう人権を守らなくてはならないという性格の条例だと。それで参画、協働のまちづくりの条例という方向性だということは確認してもよろしいでしょうか。

委員

町長がよろしければ、全然問題はありません。ただ、中村さんと一つ違うのは、結果的に自治基本条例に位置づけるならば、逆に位置づけるぞということを全町民に知らしめない。議会も含めて。それでもいいかということを経験会やフォーラムを使って確認しないと。一個別条例だという組み立て方で賛成してもらっていても、いざやってみたら違っていた。あるいは逆に我々の思いが機能しない。どっちかになっていくと思いますので。どこかの点で自治基本条例という言葉は出さないといけないと思います。

委員長

一番はっきりとそれをいっているわけですからね。ただ、名前としては、大口町自治基本条例となるのか、もう少し、大口町参加と協働のまちづくり条例になるのか、その辺は分からないということですね。

職務代理者

結果として自治基本条例ということになるだろうと思っているんですけど、それは皆さんの賛同を得なければいけないですが、それを最初に自治基本条例として、まちづくり条例をつくると言うかどうか。

委員長

ガンとぶつけるか、もう少し、いろんところで、合意を得ながらやっていくかという、その辺のイメージかと思いますが。いずれにしても自治基本条例というような性格の条例だという辺りで、皆さんの合意を得たということで、いよいよその中身ということで、事務局の方で、一応こういう骨子ですというものをつくっていただきました。まずは説明をしていただいて、今日、この場で結論が出るわけではないですが、ご意見をいただき第一回目の会議にしたいと思います。

(3) 条例骨子・構成について

※主幹より、資料6に基づき説明

委員長

条例の第1章、2章、3章、4章にあたる骨子ということで、批判的なご意見をいただきたいということです。本来ならこれからいろいろ皆さんのご意見をいただきたいというのが本意

ですが、時間もあるので。とりあえず、ご意見がある方がいらっしゃったらお願いします。あるいは質問でもいいですから。

委員

先程中村さんも言われたんですが、定義の中で「行政」という言葉を入れた方がいいのではないかと思います。

委員長

いろんなところで「行政は」という言葉が出てきますが、行政とはどういうものかという、まずそれがいるんじゃないかというご意見。

職務代理者

「よくぞ事務局ここまで書いてくださった」と感服していますが、これから詰めていけばいいんですが、行政の定義とか、なぜ8番の議会の責務というのを、行政機関と分けなければいけないのかとか、これから検討しなければいけないことはあると思います。基本としては、宣言という今までのいろんな策定委員会というか、総合計画もそうですけれど、具体的な話しをしますと、大森さんがこれだけのことを書いたことはないです。だから、非常にやる気がでますね。

委員

私も読ませていただいて、本当によくぞと。批判をするということでしたけれど、今のところ批判はもっと掘り下げて議論をした時と思うんですが、基本的にはよく研究されていると思うんです。最後の補足のところに、実施するには、パブリックコメントにしる住民投票制度にしる条例または要綱を定めるということで書かれていますので、確かにその上にくるものだと思うんですよ。私も調べてみたら、パブリックコメントについては、条例を制定されている自治体が非常に多いんですね。要綱を既におつくりになってる自治体もありますし、ぜひ、住民投票制度と合わせて大口町もおつくりになったらいいんじゃないかと思っています。

委員

先程、桜口魂の意見があったと思うんですが、行政に団体間を結びつけるコーディネーター的な役割を望む声がありましたし、たぶん、楠さんもやられている NPO グループの皆さんも、そういう機能は求めていらっしゃると思うので、この条例の中に具体的に書き込めるかは分からないんですが、そういった要素があると良いという気がしました。もう一つ、割と行政側が住民の皆さんの意見をしっかり受け止めます、返しますということが明確に書かれていて、とてもいいと拝見しましたがけれど、もう一つの要素として、住民同士がまちに出て語り合うとか、地区懇談会で昨年やらせていただいたような改まった場ではなくて、率直に普段感じていることを語り合えるような場、団体間同士が語り合える場、住民同士、団体同士がつながりを持つような場づくりというのも要素として重要な気がします。そういうものは、この中では、地域懇談会にあたるのかもしれないし、出前トークもそういう要素を持っているような気がしますし、もっといえば、政策フォーラムも提案フォーラムもそういう意見交換の要素があって、

そういうニュアンスが色濃く出て良いと思いました。

委員長

行政区というものの存在が大きくなると思うんです。地域内自治のような。行政区についての条例とか、運営していく規則とか、そういうものは大口町にあるんですか。

参事

区長の設置規則があります。規則ですから町長が制定をするものです。区長を町の非常勤特別職として位置づけるという規則はあります。

職務代理者

先生のおっしゃるとおり、住民自治の強化と書いてありますから、「やる気があるな」というふうに思いました。というのは、強化ですから、行政区のあり方、これには後々、一つひとつが重要な意味を帯びている言葉が書いてあっていいと思いますね。住民自治の強化とか、あるいは、もっというと「住民とは」という話になりますが、どこの条例にもこういう書き方がされるわけですが、しかしもう少し広げれば、このまちに出入りしているトラックの運転手がごみをポイ捨てするということで、大口町に出入りする関係者というのも入ってくるかと思ったりもします。大口町民ではありませんけれど、一つの関係者というのものもあるのかと。一字一字が大事だという気がしますね。

委員

議会の責務も非常に簡単に短い文章で書いてありますけれど、これももう少し役目を具体的に押えた方がいいんじゃないかと思います。

職務代理者

私は、議会の運営や活動と入れてほしいというのがあります。それよりも、議会も行政に入れた方がいいんじゃないかと思いますが。

委員

町長が執行される業務を監視するのが議会だと思います。

職務代理者

そこら辺が偏りすぎて、もう少し議会がいろんな活動をすべきじゃないかと思ってこの間昇先生に質問をしてみたんですけど。

委員長

それから目的のところがさらっとして、これぐらいでもいいんだろけれど、もう少し大口町らしさみたいなものを盛り込めるといいのでは。あまり書き込むと、町長が言われたように屋根にはならないだろけれど、もう少し大口町らしい目的が。一応、参加と協働のまちづくりという形では書き込まれているんだけど、大口町のカラーをどういうふうに出すかと

いう辺り。日進市のように人権を取り上げるのはどうかと思いますが。参加と協働のまちづくりを推進することも大きな目的ですけれど、もう一つ大口町のまちづくりもそれによって推進するんだというようなことがうたわれると良いと思うんですが。

職務代理者

総合計画がありますし、既にたくさんのまちづくり活動を踏まえてとか。

委員長

そうすると、ちょっと泥臭い気がして、これぐらいでさらっといく方がいいのかどうか。大口町はこういう町なんだという、つまり町長がいて、町長のカラーがありますよね。もしそれが変わったときにも、やっぱり大口らしさというのが本文に残ると、「やっぱり大口町ってこういうまちにしたいね」、「こういうまちにみんな賛成だよ」というような。それが入ると、何のためにつくるんだという、みんなが少しイメージがわくような気がします。

職務代理者

地区懇談会でもあったと思いますが、8年間、10年間で、他の市町に先駆けてやっている項目を並べても認識されると思いますが。

委員長

その辺は、今後の宿題ということに。皆さんどうでしょうか。思い切っているいろいろなことを取り込んであるんですが。

要するに、資料7の大口町の法体系のとおり、個別条例はかなりあるんですね。情報公開・保護、手続き、災害の対策の条例、交通安全、まちづくりでいうと、NPO活動促進条例がある。それから、財産・契約、税・税外収入、社会福祉など。個別条例はあるんですが、環境基本条例とかはないんですね。情報基本条例、都市計画基本条例なんていう大きい基本条例というのはなくて、今回、自治基本条例ということになれば、その一番上に乗っかるような、他の条例や総合計画に指針を与えるような条例という性格のものができてくる。とするとやっぱり大口町としては、「こういう町でありたい」というような、精神的な規程、イメージが盛り込めると良いという気がしますね。

後の個別条例は、これができてから隙間をどんどん埋めていくような、そういうことになれば良いと思うんですが。国民健康保険とか、環境保全とか、土木・建築、都市公園の条例もありますね。それから基本条例。やはり環境基本条例なんかは今後必要かもしれませんね。これだけ大きい工場が立地して、それが大口町を支えているということもあるんですが。

主幹

大口町はこういう町でありたいというような精神的な部分は、よく他の市町の例でいくと、条例の前文というものがあるんですが、そういうものを想定して考えってもよろしいでしょうか。それとも目的のところをもっと膨らませて。

委員長

目的として入れようとする、こういう自治基本条例だと書きにくいですよ。前文という形で大多数の市町はそうなっていると思うので。何か大口らしいものが、少し入るといいような気がするんですが、どうですかね。あんまりそういうのは入れない方がいいでしょうか。

委員

いや、前文に入れた方が良くと思います。

委員長

目的としてはそういう町にするために、参加と協働でまちづくりをしましょうと。

ある意味では、総合計画にくっついているものでもいいんですけど、総合計画だけでいいのか、もうちょっとふさわしいものがあるのか。

職務代理者

今のレベルですと、総合計画がそれに近いですよ。それよりさらに上のレベルでということだと。

委員

総合計画の上にくるんですね。

委員長

誰が町長になってもこれは守ってもらうというイメージみたいな。みんな力を合わせて町民福祉、一人ひとりのためになるようなという、そういう豊かなまちにするとか。その辺は皆さんも考えておいていただいて、地区懇談会でも、皆さんから良い知恵をいただくとか。

職務代理者

骨子を個別に研究していくとそこのキーワードが出てくるかもしれません。

委員長

どうでしょう。資料を前もってお送りしていますけれど、今日の説明を聞いて、こんなこともあるんじゃないかと、こうした方がいいんじゃないかと、いろいろあると思いますが。事務局としては、これでかわら版が出せますか。今日、こういうことだけは決めてほしいとか、確認してほしいということがあれば。年度始めに、こんな形で進めていますということで、かわら版は出す必要があると思うんですね。

参事

スケジュールと、骨子の考え方として自治の基本になる条例だということ。そういったところは委員会として進める立場だということを確認にいただければ書くことができます。

委員長

そういうことで進んでいますよということが今日の委員会で確認されたので、こういう方向で検討が深められていくでしょう、というような。かわら版として、今、どんなことが議論されているかということをお知らせする必要がありますね。

職務代理者

かわら版には、これをもっと具体的に書くのかと思いました。

参事

それから中の手続きですけれど、出す前に議会にもお認めいただかないと難しい。それも一度ではなくて、二度、三度ぐらい一緒に話をしていければ。

委員長

一番初めに説明がありましたが、去年こんなことをやって、こういうところまで合意されたよと、そして条例のイメージが共有されたよと、参加条例と言っていたんだけど、参加と協働の条例というような方向で方針が変更されてきて、実効性確保のための行政側の覚悟もポイントだよというようなことも話し合われた、と、そういうふうに思いますが。

事務局として、この委員会に確認しておいてほしいことは。

参事

自治基本条例という性格を持つものとして検討していくというところを確認していただくということでいいと思います。

後は、具体的な提案ももっといただきたいと思います。必要ないとか、もっとここはこうだという意見をいただきたいので、ファックスでもメールでもけっこうですので、書いていただいて送っていただければ。

委員長

そうですね。それぞれお気づきのことがありましたら、メールやファックスで事務局の方へ。

職務代理者

皆さんから住民に分かりやすい言葉でという意見がありましたけれど、そこら辺のところ、例えば、行政と言ったら、役場とか、町とってみたり、またそれは町長のことであったり、町の職員のことであったり、住民と住民等とかなり厳密に分けられましたね。あれは素晴らしいと思うんですが、やはり何気なく使う行政という言葉はいいんですが、そこら辺が分かりやすくするときキーワードが以外にあるのかもしれませんが。

委員長

それはありますね。ある時は町長であったり、ある時は窓口の職員だったり、個別の部署であったりと、その辺の整理と書き分けがいるのかもしれませんね。

職務代理者

もう少し精読して、ファックスを送ります。

委員長

行政の自覚を促すという性格が出てきますね。その辺の話があっというし、今回のスケジュールの方で、議員との懇談会があるんですが、行政の皆さんとの懇談会を開きたいですね。

職務代理者

資料には行政職員との懇談会とあります。

委員長

そうですね。行政の中でやっていただくというものもありますし、その中の代表と、この委員会のメンバーと。先程の「行政とはなんだ」という話でもいいんですけど。そういう懇談会が一回ぐらいは。少なくとも行政課とは、行政区の絡みもあるので。

委員

行政課の若手職員ということではありませんね。

参事

行政課と、町全体の若手職員です。

職務代理者

自治を追求していくわけですから、行政区との関係で行政課とはいろいろありますね。

委員長

行政課はもちろん、他の部局の方にも参加していただいてというのも欲しいですね。

委員

ぜひ楽しみにしています。議員さんとの懇談会が皮切りですね。

曾田委員長

議員の皆さんとは、一回で済むか分かりませんね。事務局、今年度もよろしくお願ひします。今日は、あまり結論らしい結論ではないけれど、一応、自治基本条例つぼいところでいくという合意はいただけたので、これで進めていくと。これは大事な収穫だと思いますので、先程のようにメールでもファックスでもどちらでもいいですが、事務局の方にご意見をぜひ一言でもけっこうですからお寄せください。

■次回日程

平成20年6月11日（水） 13：30～